

## 関係法令等

- |   |                                 |       |
|---|---------------------------------|-------|
| 1 | 地方自治法（抜粋）及び地方自治法施行令（抜粋）         | 1 P   |
| 2 | 生駒市契約規則                         | 1 3 P |
| 3 | 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令 | 2 1 P |
| 4 | 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針   | 3 9 P |



## 地方自治法（抄）（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

### 第六節 契約

（契約の締結）

**第二百三十四条** 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。）を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認す

ることができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

**第二百三十四条の二** 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

- 2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(長期継続契約)

**第二百三十四条の三** 普通地方公共団体は、第二百十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

## 第六節 契約

（指名競争入札）

**第六百六十七条** 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

**第六百六十七条の二** 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の二第三項に規

定する精神障害者授産施設、同条第五項 に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六 に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七 に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条 に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項 の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項 に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項 に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項 に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項 に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

**四** 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

**五** 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

**六** 競争入札に付することが不利と認められるとき。

**七** 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

**八** 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

**九** 落札者が契約を締結しないとき。

- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

**第六十七條の三** 地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

**第六十七條の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

**四** 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員  
の職務の執行を妨げた者

**五** 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

**六** 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理  
人、支配人その他の使用人として使用した者

**第百六十七条の五** 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるとき  
は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に  
応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状  
況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格  
を定めたときは、これを公示しなければならない。

**第百六十七条の五の二** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しよう  
とする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため  
特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参  
加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは  
技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行  
わせることができる。

(一般競争入札の公告)

**第百六十七条の六** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする  
ときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な  
事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

(一般競争入札の入札保証金)

**第六十七條の七** 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他普通地方公共団体の長が確実に認める担保の提供をもつて代えることができる。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

**第六十七條の八** 一般競争入札の開札は、第六十七條の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第六十七條の十第二項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

**第六十七條の九** 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。こ

の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

**第百六十七条の十** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

**第百六十七条の十の二** 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項 本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

**第百六十七條の十一** 第百六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第百六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。  
(指名競争入札の参加者の指名等)

**第百六十七條の十二** 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第百六十七條の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六十七條の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第百六十七條の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

**第百六十七條の十三** 第百六十七條の七から第百六十七條の十まで及び第百六十七條の十の二(第五項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

(せり売りの手続)

**第百六十七條の十四** 第百六十七條の四から第百六十七條の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

(監督又は検査の方法)

**第百六十七條の十五** 地方自治法第二百三十四條の二第一項 の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四條の二第一項 の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項 に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項 の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第一項 に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でない認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

**第百六十七條の十六** 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 第百六十七條の七第二項の規定は、前項の規定による契約保証金の納付についてこれを準用する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

**第百六十七條の十七** 地方自治法第二百三十四條の三 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

## 生駒市契約規則

昭和39年4月1日

規則第6号

生駒町契約規則をここに公布する。

生駒市契約規則

### 第1章 通則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令に定めがあるものを除くほか、契約事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 競争の手續

(一般競争入札の参加者の資格の公示)

第2条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第2項の規定による公示は、本市公報(掲示)をもって行わなければならない。

(一般競争入札の公告)

第3条 令第167条の6第1項の規定による公告は、少なくとも入札期日前10日までに本市公報、新聞紙、掲示その他の方法をもってしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に対する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約事項を示す場所及び日時
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札に参加する資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は無効とする旨
- (7) その他必要な事項

(一般競争入札保証金)

第4条 令第167条の7第1項の規定による入札保証金は、その見積価格の100分の5以上とし、現金をもって納付させなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 国債及び地方債

- (2) 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券(以下「金融債」という。)
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行に対する定期預金債権
- (5) 市長が確実と認める社債

(担保の価値)

第5条 前条第2項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- (2) 金融債及び市長が確実と認める社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額)の10分の8に相当する金額
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (4) 銀行に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額

(一般競争入札の入札保証金の免除)

第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次に掲げる場合において、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(小切手の現金化)

第7条 令第167条の7第2項の規定により、入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供させた場合において、契約の締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、それを取り立て、当該取立てに係る現金を保管し、又は当該小切手に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(一般競争入札の入札保証金の還付等)

第8条 第4条第1項の入札保証金は、落札者の決定後直ちに還付しなければならない。ただし、落札者に係る入札保証金は、契約の締結後において還付する。

2 落札者は、前項の入札保証金の全部又は一部を契約保証金に充当することができる。

(一般競争入札の予定価格の決定等)

第9条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

2 前項の予定価格は、その一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給又は使用等の契約に係る入札の場合においては、その単価について予定価格を定めることができる。

3 前2項の規定は、令第167条の10第2項の規定により、一般競争入札につき、最低制限価格を設ける場合について準用する。

(一般競争入札の方法)

第10条 一般競争入札の参加者は、当該入札について入札書1通を作成し、封のうえ、所定の日時まで所定の場所に提出しなければならない。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とする手続)

第11条 令第167条の10第1項の規定により、落札者を定めようとするときは、市長は、あらかじめ当該入札に付した工事又は製造につき専門的知識を有する職員の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により、落札者を定めたときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者にその旨通知しなければならない。

3 令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設けようとするときは、開札を行う前にその旨を入札者に告知しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第12条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第3条の規定による公告の期間を3日までに短縮することができる。

(一般競争入札の入札及び開札記録等)

第13条 一般競争入札を行ったとき(令第167条の8第3項の規定による再度の入札を含む。)又はその開札をしたときは、それぞれの経過、結果等を記録しておかなければならない。

2 令第167条の9又は令第167条の10第1項の規定を適用した場合にあっては、前項の

記録中にその旨表示しておかなければならない。

3 第1項の記録は、おおむね様式第1号によるものとする。

(平9規則5・一部改正)

(指名競争入札の参加者の資格)

第14条 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札の参加者の資格は、市長が別に定める。

2 第2条の規定は、前項の場合に準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第15条 令第167条の12第1項の規定により、当該入札に参加させようとする者を指名するときは、少なくとも3名以上の者を指名しなければならない。

2 令第167条の12第2項の規定による通知は、第3条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項についてしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金)

第16条 第4条から第11条まで及び第13条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。この場合、第6条中「第167条の5」とあるのは、「第167条の11」と読み替えるものとする。

(随意契約)

第17条 令第167条の2の規定により随意契約によろうとするときは、第9条の規定に準じ予定価格を定めたとえ、なるべく2名以上の者から見積書を徴さなければならない。

2 令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に掲げる額の範囲内における場合とする。

(せり売り)

第18条 第2条から第8条までの規定は、せり売りの場合に、これを準用する。

### 第3章 契約の締結及び履行

(契約締結の手続)

第19条 落札者に決定する旨又は契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内(市長が特別の理由により必要があると認めるときは市長の指定する日まで)に契約書に記名押印のうえ、市長が定める書類を提出しなければならない。この場合において、建設工事に係る請負契約のうち市長が必要と認める

契約については、契約の相手方は、当該工事を完成することを保証する工事完成保証人を立てなければならない。

- 2 前項の期間内において、正当な理由なく契約書に記名押印しないときは、その者に係る落札又は契約の決定を取り消すことができる。

(契約書の記載事項)

第19条の2 契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査に関する事項
- (4) 契約の履行の遅滞その他不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) 契約の変更に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(契約書又は請書の省略)

第19条の3 次に掲げる場合においては、契約書の作成を省略し、請書をもってこれに代えることができる。ただし、特に市長が必要と認めるものについては、見積書その他の書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 契約金額が30万円以下の契約をするとき。
- (2) せり売りをするとき。
- (3) 物品売渡の場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取る時。
- (4) その他随意契約で市長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(仮契約)

第20条 契約の締結について議会の議決を要する場合にあっては、あらかじめ仮契約書を作成しておくこと。

(契約保証金)

第21条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金(以下「契約保証金」という。)

- は、その契約金額の100分の10以上とし、現金をもって納付させなければならない。
- 2 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。
- (1) 第4条第2項各号に掲げるもの
  - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証
- 3 保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。
- 4 第5条及び第7条の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第7条中「令第167条の7第2項」とあるのは「令第167条の16第2項において準用する令第167条の7第2項」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と読み替えるものとする。
- (平9規則5・一部改正)

(契約保証金の免除)

- 第22条 契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
  - (3) 令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は国若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
  - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(平9規則5・一部改正)

(契約保証金の還付等)

- 第23条 契約保証金は、契約の相手方がその義務を完全に履行したとき還付しなければならない。ただし、かし担保契約の特約があるときは、当該かし担保契約義務の終了まで、その全部又は一部を留保することができる。

(平9規則5・一部改正)

(監督又は検査)

第24条 市長から契約に関し監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにしなければならない。

- 2 監督職員は、市長に対し、様式第2号により監督の実施について報告しなければならない。
- 3 市長から契約に関し検査を命ぜられた職員(以下「検査職員」という。)は、特に必要があると認めるときは、破壊、分解又は試験をして検査することができる。
- 4 検査職員は、その給付が当該契約の内容に適合するかどうか及び適合しない場合にあってはその措置についての意見を様式第3号により市長に述べなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、当該契約代金の請求書の余白等に検査結果及び検査月日を記載し、検査職員が記名押印することをもって、これに代えることができる。
- 5 監督職員及び検査職員の監督及び検査の実施の細目については、別に定める。
- 6 令第167条の15第4項の規定により本市職員以外の者に監督又は検査を委託して行われた場合においては、書面により当該監督又は検査の状況、結果を報告させなければならない。

(前払金)

第25条 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定による公共工事に係る契約の相手方に対し、契約金額の3割を超えない範囲内で前金払いをすることができる。

(平9規則5・一部改正)

(部分払)

第26条 契約により給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合においては、工事又は製造の既済部分については当該代価の10分の9以内、物件の既納部分については当該代価を超えない限度においてこれを支払うことができる。

(契約の変更)

第27条 契約の締結後において、天災その他不測の事故等により、契約を変更する場合にあっては、市長は、契約の相手方と協議の上、変更契約書を作成しなければならない。

- 2 第19条及び第20条の規定は、前項の場合に準用する。

(契約の解除)

第28条 市長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の相手方の責に帰すべき理由により契約期間内に契約を履行しないとき、  
又は履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の給付に不正を行ったとき。
- (3) 監督又は検査の職務の執行を妨げたとき。  
(平9規則5・一部改正)

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年7月規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月規則第18号)

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の生駒市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

別表(第17条関係)

1	工事又は製造の請負	130万円
2	財産の買入れ	80万円
3	物件の借入れ	40万円
4	財産の売払い	30万円
5	物件の貸付け	30万円
6	前各項に掲げるもの以外のもの	50万円

様式 略

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成十二年十一月二十七日法律第百二十七号)

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 情報の公表(第四条 第九条)

第三章 不正行為等に対する措置(第十条・第十一条)

第四章 施工体制の適正化(第十二条 第十四条)

第五章 適正化指針(第十五条 第十八条)

第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第十九条・第二十条)

## 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をい

う。第六条において同じ。)のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。
- 2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。
- 3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

**第三条** 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

## 第二章 情報の公表

(国による情報の公表)

**第四条** 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

**第五条** 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

**第六条** 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

**第七条** 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

**第八条** 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

**第九条** 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

### **第三章 不正行為等に対する措置**

(公正取引委員会への通知)

**第十条** 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。)は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

**第十一条** 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第二十八条第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。
- 二 第十三条第一項若しくは第二項、同条第三項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

#### 第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

**第十二条** 公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

**第十三条** 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

**第十四条** 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

## 第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

**第十五条** 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

- 2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関すること。
  - 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。
  - 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。
  - 四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
  - 五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。

- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

**第十六条** 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

**第十七条** 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

- 2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

**第十八条** 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

## **第六章 国による情報の収集、整理及び提供等**

(国による情報の収集、整理及び提供)

**第十九条** 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

**第二十条** 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## **附 則 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令

(平成十三年二月十五日政令第三十四号)

最終改正:平成一八年三月三十一日政令第一六一号

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項、第四条、第五条、第七条及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(特殊法人等の範囲)

**第一条** 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 日本郵政公社、関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本中央競馬会

二 削除

三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本

芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

(国による発注の見通しに関する事項の公表)

**第二条** 各省各庁の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるものを除く。)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二 入札及び契約の方法

三 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一 官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、各省各庁の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合には、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5 各省各庁の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

**第三条** 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(国による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

**第四条** 各省各庁の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 一 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。）第七十二条第一項 に規定する一般競争に参加する者に必要な資格及び同条第三項 に規定する当該資格を有する者の名簿
  - 二 予決令第九十五条第一項 に規定する指名競争に参加する者に必要な資格及び同条第二項 において準用する予決令第七十二条第三項 に規定する当該資格を有する者の名簿
  - 三 予決令第九十六条第一項 に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準
  - 四 予決令第八十五条（予決令第九十八条 において準用する場合を含む。）に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準
- 2 各省各庁の長は、公共工事(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。
- 一 予決令第七十三条 の規定により一般競争に参加する者に必要な資格をさらに定め、その資格を有する者により当該競争を行わせた場合における当該資格
  - 二 一般競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

- 三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- 四 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- 五 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- 六 予決令第八十六条第一項(予決令第九十八条 において準用する場合を含む。)の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における当該調査から落札者の決定までの経緯
- 七 予決令第八十九条(予決令第九十八条 において準用する場合を含む。)の規定により次順位者を落札者とした場合における入札から落札者の決定までの経緯
- 八 予決令第九十一条第二項(予決令第九十八条 において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 九 次に掲げる契約の内容
  - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
  - ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
  - ニ 契約金額
- 十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
  - 3 各省各庁の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
  - 4 前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
  - 5 第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

6 第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日(第二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日)の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

(地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表)

**第五条** 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二 入札及び契約の方法

三 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

**第六条** 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

**第七条** 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第百六十七条の五第一項 に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

二 自治令第百六十七条の十一第二項 に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

三 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が二百五十万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあつては、契約の締結前に公表することを妨げない。

一 自治令第百六十七条の五の二 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

二 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

四 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)

五 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)

六 自治令第百六十七条の十第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

七 自治令第百六十七条の十第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称

八 自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項

イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

ロ 自治令第百六十七条の十の二第三項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準

ハ 自治令第百六十七条の十の二第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

二 自治令第六十七條の十の二第二項（自治令第六十七條の十三 において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

## 九 次に掲げる契約の内容

イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所

ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要

## 八 工事着手の時期及び工事完成の時期

## 二 契約金額

## 十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号ロからニまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

4 前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。

5 第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

6 第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

## 附 則

（施行期日）

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成十三年二月十六日)から施行する。ただし、第二条から第七条までの規定は、平成十三年四月一日から施行する。

(特殊法人等の範囲に関する経過措置)

**第二条** 法第二条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号。以下「整備法」という。)附則第五条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)第十二条第一項第四号八に掲げる業務が終了するまでの間、第一条各号に掲げるもののほか、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

**第三条** 法第二条第一項の政令で定める法人は、独立行政法人環境再生保全機構が行う独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第七条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、第一条各号及び前条に掲げるもののほか、独立行政法人環境再生保全機構とする。

## 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

〔平成18年5月23日  
閣議決定〕

(下線部が今回の変更部分)

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容の周知徹底等に努めるものとする。

### 第1 適正化指針の基本的考え方

公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやすくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。一方、公共工事の入札及び契約については、受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が多数発生しており、その結果、我が国の公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者の介在する余地がなくならず、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えているところである。

公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者（建設業を営む者を含む。以下同じ。）であることから、公共工事に係る不正行為を防止していくためには、建設業者における意識の確立とともに、各省各庁の長等が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図り、不正行為等を行う不良・不適格業者を排除し、その介在する余地をなくしていくことが不可欠である。適正化指針は、こうした考え方の下に、法第15条第1項の規定に基づき、各省各庁の長等が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定められるものである。

各省各庁の長等は、公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っており、こうした責務を的確に果たしていくためには、価格と品質で総合的に優れた調達が公正・透明で競争性の高い方式により実現されるよう、各省各庁の長等が一体となって入札及び契約の適正化に取り組むことが不可欠である。

法第3条各号に掲げる、①入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保、②入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者との間の公正な競争の促進、③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底、④契約された公共工事の適正な施工の確保は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第15条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

## 第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

### 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

#### (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則としていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並び

に工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

- ロ 予定価格及びその積算内訳
- ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格
- ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要
- ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由
- ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要
- ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果
- チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由
- リ 工事の監督・検査に関する基準
- ヌ 工事の技術検査に関する要領
- ル 工事の成績の評定要領
- ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領
- ヅ 施工体制の把握のための要領

ただし、予定価格については、入札の前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止

まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等にかんがみ、国においては、入札の前には公表しないこととしている。このため、各省各庁の長等は、契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、公表するものとする。なお、地方公共団体においては、法令上の制約はないことから、各団体において適切と判断する場合には、事前公表を行うこともできるが、事前公表の実施には上記弊害が生じうることを踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。また、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合の当該価格の公表の取扱いは、基本的には予定価格の取扱いに準ずるものとするが、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表については、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、これらの弊害が生じることがないように取り扱うものとする。

- (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること

入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であることから、各省各庁の長等は、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用その他の学識経験者等の第三者

の意見を適切に反映する方策を講ずるものとする。

第三者機関の構成員については、その趣旨を勘案し、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者とするものとする。

第三者機関においては、各々の各省各庁の長等が発注した公共工事に関し、次に掲げる事務を行うものとする。

イ 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

ロ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと。

ハ イ及びロの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

各省各庁の長等は、第三者機関が公共工事の入札及び契約に関し意見の具申を行ったときは、これを尊重し、その趣旨に沿って入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三者機関の設置又は運営については、あらかじめ各省各庁の長等において明確に定め、これを公表するものとする。また、第三者機関の活動状況については、審議に係る議事の概要その他必要な資料を公表することにより透明性を確保するものとする。

第三者機関については、各省各庁の長等が各々設けることを基本とするが、それが必ずしも効率的とは認められない場合もあるので、状況に応じて、規模の小さい市町村や

特殊法人等においては第三者機関を共同で設置すること、地方公共団体においては地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員を活用するなど既存の組織を活用すること等により、適切に方策を講ずるものとする。

この場合においては、既存の組織が公共工事の入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行えるよう、必要に応じ組織・運営の見直しを行うものとする。

## 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

### (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

#### ①一般競争入札の拡大等

公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するために行われる必要があり、その目的を達成するためにも、不正行為を排除し、公正な競争が行われるよう適切な入札及び契約の方法が選択されなければならない。公共工事の入札及び契約に関し不正の起きにくいものとするためには、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことが求められる。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有しているが、一方、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、個別の入札における競争参加

資格の確認に係る事務量が大きいこと等の問題があり、このため、これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を対象に行われてきたところである。各省各庁の長等においては、一般競争入札の導入に伴う上記の問題に対応するため、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等によりできる限り速やかに一般競争入札の拡大を図るものとする。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者の選定、入札及び契約や監督に係る事務の簡素化等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、指名に係る手続の透明性を確保するために指名通知後速やかに公表すべきとする考え方がある一方で、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

## ②総合評価の拡充等

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の導入を積極的に進め、評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じつつ、できる限り速やかにその拡大を図るものとする。また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による技術提案の審査及び評価の透明性及び公正性の確保が特に求められることから、各省各庁の長等は、総合評価の結果の公表を徹底するほか、工事の特性、規模等に応じて採用した総合評価の方式に合わせて、評価方法、落札者決定等について効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための方策を講ずるものとする。

公共工事を受注する建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、各省各庁の長等は、入札段階で施工方法等の技術提案を受け付ける入札時VE（バリュー・エンジニアリング）方式、施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式、入札時に設計案等の技術提案を受け付け、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式等民間の技術提案を受け付ける入札及び契約の方式の活用努めるものとする。

また、総合評価の実施に当たっては、過去の同種・類似工事の実績及び成績、配置予定技術者の資格及び経験、災害時の迅速な対応等の地域及び工事の特性に応じた事項等当該工事の施工に直接的又は間接的に関係する事項であって評価項目として採用することが合理的なものについて、客観的に評価し、その評価を落札者決定に反映

させる方式である施工能力を簡易に評価する方式も必要に応じて活用することとする。

### ③適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものであり、これによりいたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、競争参加資格の設定に際しては、必要に応じて工事実績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するものとする。近隣地域内における事業所の所在や工事実績等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の設定は、地域の中小・中堅建設業者の育成のほか、将来における維持・管理を適切に行う観点から合理性を有する場合もあるが、過度に競争性を低下させるような運用とならないように留意するものとする。特に、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事に係る入札については、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならないとされていること、及び事業所の所在地に関する要件は設けることはできないとされていることに留意するものとする。なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）等に基づき、中小・中堅建設業者の受注機会の確保を図るものとする。

### ④共同企業体について

共同企業体については、受注機会の配分との誤解を招

きかねない場合があること、構成員の規模の格差が大きい場合には施工の効率性を阻害しかねないこと、予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題があり、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則（共同企業体の在り方について（昭和62年中建審発第12号）別添第二）に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体について適切に定めるものとする。なお、特定建設工事共同企業体により行われる工事であっても、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるとき等については、適正な競争のための環境整備等の観点から、これを入札に参加させるよう努めるものとする。また、経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないものとする。

#### ⑤その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込まれないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。なお、談合の疑いがある場合等においては、原則として、入札金額の内訳の提出を求めるものとする。

予定価格の設定に当たっては、適正な積算の徹底に努めるとともに、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に慎むものとする。

## (2) 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、各省各庁の長等は、入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服のある場合には、その苦情を受け付け、中立・公正に処理する仕組みを整備するものとする。

入札及び契約の過程に関する苦情の処理については、まず各省各庁の長等において行うものとする。具体的には、

個別の公共工事に係る一般競争入札の競争参加資格の確認の結果、当該競争参加資格を認められなかった者が、公表された資格を認めなかった理由等を踏まえ、競争参加資格があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

指名競争入札において、指名されなかった者が、公表された指名理由等を踏まえ、指名されなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が指名されることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

総合評価方式において、落札者とならなかった者が、公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

発注者による指名停止措置について、指名停止を受けた者が、公表された指名停止の理由等を踏まえ、当該指名停止措置について不服があるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できることとすべきであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備するものとする。この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切である。

苦情処理の対象となる公共工事の範囲については、できる限り幅広くすることが適切であるが、不良・不適格業者による苦情の申出の濫用を排除するため、苦情処理の仕組

みの整備の趣旨を踏まえた上で、いたずらに苦情申出の道を狭めることとならないよう配慮しつつ、苦情処理の対象となる工事について限定し、又は手続を簡略化する等の措置を講じても差し支えないものとする。

苦情の申出の窓口、申出ができる者、対象の工事その他苦情の処理手続、体制等については、各省各庁の長等においてあらかじめ明確に定め、これを公表するものとする。

なお、政府調達に関する協定の対象となる公共工事については、別途、苦情処理手続が定められているので、それによるものとする。

### 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

#### (1) 談合情報等への適切な対応に関すること

法第10条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用など入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第10条の規定に基づく公正取引

委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

(2) 一括下請負等建設業法違反への適切な対応に関すること

法第11条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、同条第1号又は第2号に該当すると疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施するとともに、各省各庁の長等において、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。

各省各庁の長等は、法第11条の規定に基づく建設業許可行政庁等への通知義務の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、公表するとともに、それに従って点検等を行うほか、一括下請負等建設業法（昭和24年法律第100号）違反の防止の観点から、建設業

許可行政庁との情報交換等の連携を図るものとする。

(3) 不正行為の排除のための捜査機関等との連携に関すること  
と

入札及び契約に関する不正行為に関しては、法第10条及び第11条に定めるもののほか、各省各庁の長等は、その内容に応じて警察本部その他の機関に通知するものとする。経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）の趣旨を踏まえつつ、公共工事からこれらの者を排除するため、警察本部と緊密に連携し、情報交換等を十分に行うように努めるものとする。また、暴力団対策法第9条第3号により、指定暴力団の暴力団員が威力を示して下請を不当に要求する行為等は禁止されていることを十分に踏まえるものとする。

(4) 不正行為が起きた場合の厳正な対応に関すること

公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、刑法（明治40年法律第45号）、独占禁止法、建設業法等において、罰則や行政処分が定められている。建設業許可行政庁等において、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。

特に、大規模・組織的な談合であって悪質性が際立っている場合において、その態様に応じた厳格な指名停止措置を講ずるものとする。また、独占禁止法違反行為に対する

指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする。

指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。また、当該基準については、必要に応じ、適宜見直すものとする。指名停止を行った場合においては、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等の必要な事項を公表するものとする。なお、未だ指名停止措置要件には該当していないにもかかわらず、指名停止措置要件に該当する疑いがあるという判断のみをもって事実上の指名回避を行わないようにするものとする。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条の規定に基づき、競争参加資格を取り消し、一定の期間これを付与しないことについても、談合等の不正行為の再発防止を徹底する観点から、できる限り行うよう努めるものとする。

入札に関する談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。なお、この違約金特約条項の設定に当たっては、裁判例等を基準として、合理的な根拠に基づく適切な金額を定めなければならないことに留意する。

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことあり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び

防止に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手續の透明性の向上等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるとともに、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

#### 4 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

##### (1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

各省各庁の長等は、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。工事成績評定に当たっては、公共工事の品質を確保する観点から、施工段階での手抜きや粗雑工事に対して厳正に対応するとともに、受注者がその技術力をいかして施工を効率的に行った場合等については積極的な評価を行うものとする。

工事成績評定が、評価を行う者によって大きな差を生じることがないように、各省各庁の長等は、あらかじめ工事成績評定について要領を定め、評価を行う者に徹底するとともに、これを公表するものとする。また、工事成績評定の結果については、工事を行った受注者に対して通知するとともに、原則として公表するものとする。さらに、工事成績評定の結果を発注者間において相互利用できるようにするため、可能な限り発注者間で工事成績評定の標準化に努めるものとする。

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のある者については、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

なお、工事成績評定を行う公共工事の範囲については、評定の必要性と評定に伴う事務負担等を勘案しつつ、できる限りその対象を広げるものとする。

(2) 適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、現行の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

なお、不採算工事の受注強制などは厳に慎むべきもので

あり、入札辞退の自由の確保等受注者との対等な関係の確立に努めるものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、調査実績等を踏まえて、適正な調査範囲となるよう、適宜、調査基準価格を見直すとともに、実施要領の策定を含めた審査体制の整備等を図りつつ最低制限価格制度からの移行に努める一方、その趣旨を踏まえた適切な調査の実施及びその調査結果の活用が必要である。このため、各省各庁の長等においては、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者が落札者となるときには、次に掲げる事項等について適切に調査を行うとともに、工事の施工に当たっては、重点的に監督及び検査を行うことにより、公共工事の適正な施工を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

- へ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か
- ト 建設副産物の搬出予定は適切か
- チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
- リ 経営状況、信用状況に問題はないか

低入札価格調査については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するなど透明性、公正性の確保に努めるものとする。また、低入札価格調査を実施した工事については、原則として調査結果の概要を公表するものとする。

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の対象となる工事について、監督・検査等の強化を図ることにより適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

### (3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重

要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第13条第1項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第3項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用するものとする。

## 5 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

### (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者により引き起こされるものであることから、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施するとともに、公共工事の入札及び契約に当たって、各省各庁の長等は、それらの排除の徹底を図るため、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等による処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第13条第1項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第3項の規定に基づく施工体系図の掲示

を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

また、暴力団関係企業については、連絡協議体制の確立など警察本部との連携を強化することにより排除の徹底を図るものとする。

## (2) 入札及び契約における国際標準化機構（ISO）規格の活用に関すること

公共工事を施工する建設業者による品質管理の取組は、公共工事の適正な施工を確保する上で、発注者にとってもメリットが大きいことから、各省各庁の長等は、公共工事の品質の確保を図る観点から、それぞれ受注者のこうした取組の促進を図るものとする。特に、国際標準化機構の定める規格ISO9000シリーズについては、国際的な品質マネジメントシステムとして社会的認知を得ており、公共工事の品質確保及び事業実施の一層の効率化の観点からも、その取得の促進を図ることが適切である。なお、ISO9000シリーズの認証取得は、公共工事の品質確保に効果的であると認められるが、それのみにより公共工事の施工能力が判断されるものではないことに留意するものとする。

## (3) 入札及び契約のIT化の推進等に関すること

入札及び契約のIT化については、図面や各種情報の電

子化、通信ネットワークを利用した情報の共有化、電子入札システム等の導入により、各種情報が効率的に交換できるようになり、また、ペーパーレス化が進むことから、事務の簡素化や入札に係る費用の縮減が期待される。さらに、インターネット上で、一元的に発注の見通しに係る情報、入札公告、入札説明書等の情報を取得できるようにすることにより、競争参加資格を有する者が公共工事の入札に参加しやすくなり、競争性が高まることも期待される。また、これらに加え、電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される。

このため、各省各庁の長等においては、政府調達に関する協定との整合を図りつつ、必要なシステムの整備等に取り組む、その具体化を推進するものとする。なお、入札及び契約に関する情報の公表の際には、入札及び契約に係る透明性の向上を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図るものとする。

I T化の推進と併せ、各省各庁の長は、事務の簡素合理化を図るとともに、入札に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、できるだけ、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努めるものとする。

#### (4) 各省各庁の長等相互の連絡、協調体制の強化に関すること

公共工事の受注者の選定に当たっては、当該企業の過去の工事实績に関する情報や保有する技術者に関する情報、施工状況の評価に関する情報等各発注者が保有する具体的な情報を相互に交換することにより、不良・不適格業者を

排除し、より適切な受注者の選定が可能となる。また、現場における適正な施工体制の確保の観点から行う点検や指名停止等の措置を行うに際しては、発注者相互が協調してこれらの措置を実施することにより、より高い効果が期待できる。さらに、最新の施工技術に関する情報等について、発注者間で相互に情報交換を行うことにより、技術力によるより公正な競争の促進と併せ適正な施工の確保が期待できる。したがって、各省各庁の長等は、入札及び契約の適正化を図る観点から、相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めるものとする。

#### (5) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

### 第3 適正化指針の具体化に当たっての留意事項

#### 1 特殊法人等及び地方公共団体の自主性の配慮

法第15条第3項は、適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない

いものとしている。これは、国、特殊法人等及び地方公共団体といった公共工事の発注者には、発注する公共工事の量及び内容、発注者の体制等に大きな差があり、また、従来からそれぞれの発注者の判断により多様な発注形態がとられてきたことにかんがみ、適正化指針においても、こうした発注者の多様性に配慮するよう求めたものである。このため、適正化指針に沿った入札及び契約の適正化を促進するための措置についても、各省各庁の長等の状況に応じた取組が当然に許容されるものである。

一方、公共工事の入札及び契約の適正化は、各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて公共工事に対する国民の信頼を確保するとともに建設業の健全な発達を図るという効果を上げ得るものであることから、できる限り足並みをそろえた取組が行われることが重要であり、各省各庁の長等ごとに、その置かれている状況等に応じた取組の差異はあっても、全体としては着実に適正化指針に従った措置が講じられる必要がある。

## 2 業務執行体制の整備

法及び適正化指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要である。このため、各省各庁の長等においては、入札及び契約の手続の簡素化・合理化に努めるとともに、業務執行体制の見直し、充実等を行う必要がある。特に、小規模な市町村等においては、技術者が不足していることも少なくなく、発注関係事務を適切に実施できるようにこれを補完・支援する体制の整備が必要である。このため、国及び都道府県の協力・支援も得ながら技術者の養成に積極的に取り組むとともに、公団、事業団等の受託制度や外部機関の活用等を積極的

に進めることが必要である。また、国及び都道府県は、この  
ような市町村等の取り組みが進むよう協力・支援を積極的  
に行うよう努めるものとする。